

委 託 契 約 書 (案)

委 託 業 務 名	広島市立北部医療センター安佐市民病院 患者給食業務										
履 行 場 所	広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号 広島市立北部医療センター安佐市民病院										
契 約 期 間 履 行 期 間	契約締結の日から令和12年3月31日まで 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで										
委 託 契 約 金 額	(1) 業務管理費 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円) (2) 給食材料費 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">契約単価 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</td></tr> <tr> <td>朝 食</td><td>円 (円)</td></tr> <tr> <td>昼 食</td><td>円 (円)</td></tr> <tr> <td>夕 食</td><td>円 (円)</td></tr> <tr> <td>産 科 祝 膳</td><td>円 (円)</td></tr> </table>	契約単価 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)		朝 食	円 (円)	昼 食	円 (円)	夕 食	円 (円)	産 科 祝 膳	円 (円)
契約単価 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)											
朝 食	円 (円)										
昼 食	円 (円)										
夕 食	円 (円)										
産 科 祝 膳	円 (円)										
支 払 方 法 等	毎月の支払方法は下記の(1)及び(2)の合計額とし、受注者は当月分の業務完了後、業務報告を行うとともに合計額を発注者に請求する。発注者は請求書を受領した日から30日以内にその請求額を支払うこととする。 (1) 業務管理費 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円) (2) 給食材料費 月額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円) 給食材料費は、患者給食及び検食実施食数1食につき朝食、昼食、夕食、産科祝膳の区分ごとに定められた契約単価に実食数を乗じて算出し、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。										
契 約 保 証 金											
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市立病院機構委託契約約款のとおり。										
特 約 条 項	1 契約保証金、違約金等の算定基礎となる契約金額予定総額は、 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円) とする。 2 契約締結の日から令和8年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。										
適 用 除 外 事 項											
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所										

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市立病院機構委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区基町7番33号
地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 秀 道 広

受注者